

● 韓国IPGの活動

- ・最近の韓国知財法の改正状況 01
- ・2022年度建議事項の提出 04

● IPを知ろう

- IPニュース 05
- 「新・知財最前線は今」 06
- 2022年米国特許取得件数でサムスン電子が1位に
- 韓国特許庁、人工知能を発明者とした特許出願に対して無効処分
- 日本から韓国への特許出願動向



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>
 韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

梅雨の季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
 ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

2023年4月、韓国特許庁は〇〇技術を専門に審査する「〇〇審査推進団」を新設しました。〇〇に当てはまる言葉は何でしょうか？

- ① 機械 ② 医薬品 ③ 半導体

※ 回答は(4頁)下部に掲載しています。

● 韓国IPGの活動

| 最近の韓国知財法の改正状況

● 韓国の法改正の仕組み

韓国の知的財産法は、日本のそれを参考に構築された経緯があるため、日本法と類似する部分が多いといわれています。法改正の手続きも、法律案が国会に提出され、国会の所管委員会での審議、本会議での審議、可決・成立を経て法律が公布、施行されるという全体の流れは、日韓で共通しています。

しかし、日韓で大きく異なることは、日本では政府立法がほとんどで議員立法は例外的であるのに対し、韓国では逆に議員立法がほとんどで政府立法が例外的である点です。韓国では、国会議員が先を競って法案を提出するため、近年、下図のように日本の数十倍もの法案が日々提出されています。

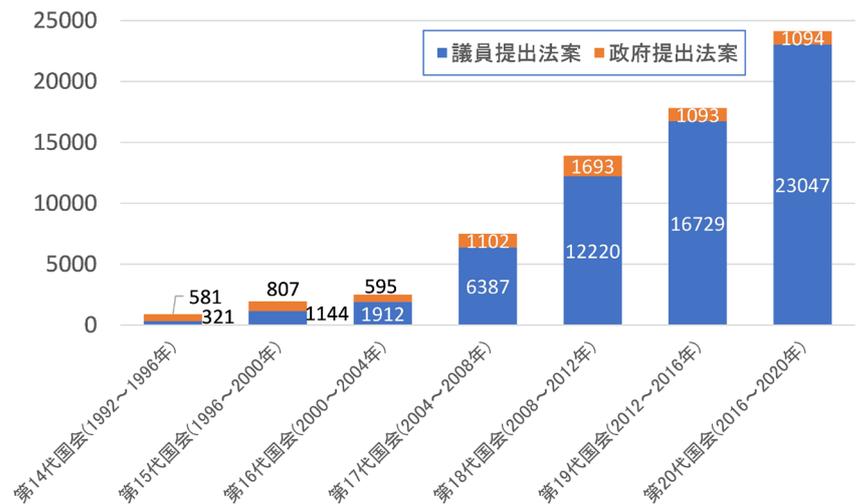


図1：韓国における法案提出件数の推移

これに伴って法改正の回数も非常に多くなっており、例えば2022年、特許法は3回、デザイン保護法は5回、商標法は4回、それぞれ改正されています(施行日ベース)。本稿では、このように目まぐるしく改正される韓国知財法の最近(直近3年程度)の改正状況をまとめてご紹介します。

● 最近施行された法律

1. 懲罰的損害賠償制度の導入(特許法、不正競争防止法：2019年7月9日施行、商標法、デザイン保護法：2020年10月20日施行)

他人の特許権や営業秘密を故意に侵害した場合に、損害額の最大3倍まで賠償責任を負わせる懲罰的損害賠償制度を導入する改正特許法および不正競争防止法が、

2019年7月9日に施行され、続いて同趣旨の商標法、デザイン保護法が2020年10月20日に施行されました。裁判所が賠償額を判断するにあたっては、侵害者の優越的地位の有無、故意または損害発生のおそれの認識した程度、侵害行為による被害の規模、侵害者が得た経済的利益、侵害行為の期間および回数、侵害行為による罰金、侵害者の財産状態、被害救済努力の程度などが考慮されます。

2. コンピュータ・プログラムの保護強化 (特許法:2020年3月11日施行)

従来、韓国では、コンピュータ・プログラムが記録された記録媒体は発明の対象となっていました。コンピュータ・プログラムそのものは発明の対象となっていました。このため、CDやDVDといった記録媒体に記録されず、ネットワーク上を伝送されるコンピュータ・プログラムの保護が課題となっていました。

2020年3月11日に施行された改正特許法は、方法の発明について、(特許権を侵害することを知らず) その方法の使用を申し出る行為を特許発明の実施に含めることで、プログラムのオンライン伝送についても保護を受けられるようにするもので、日本の特許法とは異なるアプローチによる保護を目指したものとなっています。

3. 生産能力を超える部分への損害賠償の拡大 (特許法:2020年12月10日施行、商標法、デザイン保護法、不正競争防止法:2021年6月23日施行)

産業財産権者が産業財産権の侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は産業財産権者の生産能力を超える部分について請求することができませんでしたが、本改正によって、超過部分についても「特許発明の実施について、合理的に受けることができる金額」(実施料相当額)を請求できるようになりました。本改正は、2020年4月1日に施行された日本法改正と同趣旨です。

4. デザイン保護法の保護対象拡大 (2021年10月21日施行)

従来のデザイン保護法の保護対象には物品性が求められましたが、改正により保護対象が拡充され、「画像」(デジタル技術または電子的方式により表現される図形・記号等であって、機器の操作に利用され、または機能が発揮されるものに限られる)そのものが保護対象に含まれることになりました。これは、2020年4月1日に施行された日本の意匠法改正と軌を一にするものであり、本改正により、韓国でも日本と同じく、物品以外の場所に投影される画像(GUI)そのものが保護されることとなりました。韓国特許庁は、改正法の国会可決直後の2021年3月25日付けプレスリリースで、「デジタル技術を活用して創作した知的財産権の保護に対する転機を迎えることができた」としています。

図2: 新たに保護対象となる画像の例



(出所) 韓国特許庁2021年3月25日付けプレスリリース

一方、韓国での法改正には、日本の改正意匠法に対応する「建築物」、「内装」のデザインの保護、関連デザイン制度の拡充及びデザイン権の存続期間の延長については含まれておらず、日韓の制度に差が生じることになりました。

5. 審判請求期間、再審査請求期間の延長 (特許法、デザイン保護法、商標法:2022年4月20日施行)

日本では、平成20年法改正(2009年4月1日施行)により、審判請求期間が30日間から3か月に延長されたことにより、期間に余裕を持って審判請求できるようになり、また、米国、欧州、中国等の主要国においても外国人に対する審判請求期間は3か月以上でした。

一方、韓国の特許、デザイン、商標の拒絶決定に対する審判請求期間及び再審査請求期間は、外国人による出願の場合でも30日間の状態が続いており、言語の壁がある外国出願人にとっては、アンフレンドリーといえる状態でした。今般の法改正により、特許、デザイン、商標の各出願について審判請求期間及び再審査請求期間が30日間から3か月に延長されることになりました。

6. (日本でいうところの)「限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設 (不正競争防止法:2022年4月20日施行)

IoT、ビッグデータ、AI等の情報技術が進展する第四次産業革命を背景として、データが企業の競争力の源泉としての価値を増していることから、日本では平成30年不正競争防止法改正(2019年7月1日施行)により、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に、「限定提供データ」を定義し、「限定提供データ」に係る不正取得、使用、開示行為を不正競争として位置づけました。韓国においても、2022年4月20日施行の改正不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律において、データを不正に使用する行為が不正競争行為に加えられることとなり、日本と同様の保護が受けられることとなりました。

7. 再審査制度導入 (商標法) (2023年2月4日施行)

審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品の範囲を減縮する等によ

り、その拒絶理由を簡単に解消できる場合には、審判手続を経ることなく、審査官に再審査を請求することができるようになりました。これにより、特許法、デザイン保護法、商標法において、再審査制度が導入されたことになります。

8. 部分拒絶制度導入 (商標法) (2023年2月4日施行)

商標登録出願に対する拒絶理由が一部の指定商品にのみある場合、拒絶理由がない残りの指定商品については商標登録を受けることができるようになりました。⑩

● 国会係属中の法案

1. 韓国型証拠収集制度 (韓国型ディスカバリー制度) の導入 (特許法、実用新案法)

ディスカバリーは、米国民事訴訟でトライアル(本審理)に移行する前に、両当事者が保有する証拠と情報を相互に開示し、争点を明確にするためのもので、非常に強い情報収集手段となる一方、実務負担が大きく、訴訟費用の高額化につながるとの批判もあります。

韓国は、自国の知財訴訟制度の魅力と国際競争力を高めるため、当初米国型のディスカバリー制度の導入を模索してきましたが、その後の検討の中で、ドイツ式の「専門家証拠調査」導入と既存の資料提出命令を強化する方向で立法する方向に転換しました。2020年8月、同年9月および2021年2月にはこの方向に沿って特許法の改正案が、また、2020年9月に実用新案法の改正案が上程されました。

日本でも2020年10月施行の法改正で、査証制度が導入されました。この査証制度もまたドイツ法を参考にしており、結果として日韓でほぼ同じ制度設計となる見込みです。一方で、韓国産業界からは外国企業が制度を悪用するのではないかと懸念が出ていたため、韓国特許庁は法案を提出した議員とともに、業界との調整を実施していたものの、当初想定よりも時間がかかっており、本稿執筆時点(2023年5月)において、法案はまだ国会を通過していません。

2. 弁理士の侵害訴訟共同代理制度の導入 (弁理士法)

日本では、平成14年弁理士法改正(2003年1月1日施行)によって、特許権等の侵害訴訟(弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る。)における訴訟代理権を弁理士に付与するとともに、訴訟代理権の付与を希望する弁理士に対し信頼性の高い能力担保措置を講ずることとしています。

韓国でも、これまでに同様の弁理士法改正案が数度国会に提出されましたが、廃案となっていました。直近では、2020年11月6日に法案が提出され、2022年5月12日に産業通商資源中小ベンチャー企業委員会

を通過しましたが、法制司法委員会を通過しておらず、法案が国会を通過するのは難しいとの観測も出ています。

3. 関連デザインの出願期間拡大 (デザイン保護法)

2020年4月1日施行の日本の意匠法改正により、本意匠の意匠公報発行前まで(本意匠の出願から8か月程度)だった関連意匠の出願可能期間が、基礎意匠の出願から10年を経過する日前までと長くなりました。韓国のデザイン保護法では、関連デザインのデザイン登録出願期間を基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内であるところ、2022年12月9日提出の同法改正案では、3年以内に拡大することとされています。しかし、日本法では基礎意匠の出願から10年を経過する日前までとされていることと比較すると短い印象を受けます。今後の改正動向に注目が必要です。(注:本稿執筆後の2023年5月25日に国会本会議を通過しました。)

4. コンセント制度の導入 (商標法)

コンセント制度とは、他人の先願(先登録)商標と同一・類似との拒絶理由が通知された際に、先願(先登録)商標権者の同意によりこれを解消できる制度のことをいい、現在日本で導入が進められています。ときを同じくして、韓国でも2023年3月20日に商標法改正法案が提出されており、今後国会で審議される見込みです。

ただし、制度の内容は日韓で異なっており、日本は留保型(先登録商標の商標権者の同意がある場合であっても、審査官が同意があることを参酌しつつ、出所の混同を生ずるおそれの有無等について審査を行うこととする制度)を指向しているのに対し、韓国は完全型(先登録商標の商標権者の同意があれば、当該商標の存在を理由として拒絶されない制度)を指向している点が異なります。

5. 医薬品の特許延長登録期間の上限設定

現行の韓国特許法では、他法令の規定による許可・登録等(以下、「許可等」)を受けるために実施した有効性・安全性等の試験によりかかった期間について、5年以内でその特許権の存続期間の延長を認める特許権存続期間延長制度が設けられており、その期間の上限や延長可能な特許件数の制限は設けられていません(日本法と同様)。このような状況において、韓国では、2023年4月6日、以下を主な内容とする特許法改正案が国会に提出されました。

- ・許可等による延長された特許権の存続期間を、許可を受けた日から14年に制限

- ・一つの許可等に対して延長可能な特許件数を単数に制限

これは、米国、中国と同様の制度への移行を意味しており、今後の動向が注目されます。⑪

2022年度建議事項の提出

韓国IPGでは、ソウルジャパンクラブ (SJC) が毎年行っている韓国政府へのあい路事項をまとめた建議事項のうち、知的財産分野に関する協力を行っております。2023年3月末、知的財産分野に関する建議事項として12項目の要望を韓国政府に提出しましたのでご報告します。

2022年度知的財産分野の建議事項

タイトル	概要
○ コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の明確化【継続】	韓国では、2020年3月11日の特許法改正により、方法の発明の実施行為として、その方法の使用を申し出る行為が追加された。改正の内容や改正によって拡張された実施行為について一部不明確な部分があるため、不明確な部分をガイドライン等により明確にしていきたい。
○ 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間【継続】	国際調和の観点から、拒絶理由通知に対する応答の指定期間を長期化していただきたい。
○ 特許法条約 (PLT) への早期加盟【継続】	韓国は特許法条約(PLT)に未加盟であるため、拒絶理由通知に対する応答の指定期間内に延長申請の手続きが必要となり、指定期間経過後に延長申請することができない。また、韓国では英語以外での外国語での出願が認められていない。韓国がPLTに早期に加盟していただくことを希望する。
○ 間接侵害規定の拡充【継続】	権利保護強化の観点から、「専用品」に加えて、「専用品ではないが特許の重要部品」については「悪意」で供給することを条件に、間接侵害と認定するよう成立範囲を拡大していただきたい。
○ 関連意匠制度の拡充【継続】	「基本デザイン」に類似したデザインのみならず、「関連デザイン」に類似するデザインも「関連デザイン」として登録を受けることができるようにしていただくとともに、最初の「基本デザイン」のデザイン登録出願日から10年以内にデザイン登録出願された場合に登録を受けることができるようにしていただきたい。
○ 通常実施権の対抗要件【継続】	通常実施権の第三者への対抗要件は、ライセンスとライセンスとの間の契約の存在に基づく当然対抗としていただきたい。

○ 特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間算入、審判段階における延長期間の補正手続	新薬の許可手続等による特許権の存続期間の延長において、食品医薬品安全処が「新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入する等を要望する
○ 医薬品許可特許連携制度 (パテントリンケージ) における問題点 (販売禁止処分の除外事由の削除)【継続】	実施許諾等による非侵害品が存在するという理由で、その他の同一の医薬品が販売禁止の対象とならない現状を改善し、その他の同一の医薬品にもパテントリンケージが発動する制度としていただきたい。
○ 医薬品の再審査制度のリスク管理計画 (RMP) への一元化に伴う医薬品データ保護制度の導入について【新規】	データ保護制度の制度設計において、国内外の先発医薬品企業から広く意見を聴取し、それを十分考慮するとともに、データ保護期間が現在の再審査期間よりも短くならないよう要望する。
○ 訂正審判等における通常実施権者の承諾【新規】	訂正審判を請求するとき又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおいて訂正の請求をするときは、通常実施権者の承諾を不要としてほしい。
○ 特許発明の実施における輸出の追加【新規 (2013-2019年度にも要望)】	韓国特許法の第2条 (定義) には、発明の実施の定義に輸出行為が含まれていない。水際での侵害品の拡散に対する保護水準を高めるため、発明の実施の定義に「輸出」を含めていただきたい。
○ 特許取消申請における特許取消理由通知への応答期間の長期化【継続】	少なくとも特許権者が在外者の場合について、特許取消理由通知への応答期間を3か月としていただきたい。



知財トリアの回答

正解は ③半導体です。 尹政権は、発足以来半導体分野の施策に力を入れており、今回の推進団の発足もその一環と考えられます。推進団は6つの課・チーム、167人からなる局相当の时限組織で、設置期間満了後の扱いについては、状況を見て決定されると思われます。(2023年4月4日付け知的財産ニュースに掲載)



※ジェットロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 半導体分野の高熟練専門人材30人、特許審査官としての公職を始める! | 韓国特許庁 (2023.2.23)

韓国特許庁は、「半導体分野専門任期制特許審査官採用」の最終合格者30人を2月23日木曜日に発表した。

今回の採用は、半導体技術の覇権争いの中、韓国の半導体分野の優秀人材が海外に転職することに伴うコア技術の流出を防止し、彼らの豊富な現場経験と知識を特許審査に活用することで、半導体分野の超格差確保を支援するための国政課題の一環として推進されたものである。

合格者らは任用後、新規審査官教育などを経て半導体の設計・工程・素材などの細部技術分野別の部署に配属され、特許審査業務を行うことになる。また、審査能力を向上させるため、約2年間メンタリングを受けることになる。

特許庁は、今年の下半期に半導体分野専門特許審査官の追加採用を推進しており、今後、成果をモニタリングしながら行政安全部などと協議し、二次電池などの他の技術分野にも拡大するよう取り組んでいく計画である。

② 審判請求された紛争、10件に9件は特許審判院で終わる

| 韓国特許庁 (2023.3.2)

韓国特許庁の特許審判院は、3月1日水曜日に開院25周年を迎え、過去25年間 (1998年~2022年) 処理した産業財産権紛争に関する審判を分析した結果、審判件数計277,160件のうち253,718件は裁判所提訴など追加の手続きなしに特許審判院段階で終わり、事件最終率が91.5%を記録したと発表した。また、特許審判院発足前は13.5か月 (1997年) かかっていた審判処理期間は、7.9か月 (2022年末) に短縮され、40%以上改善されたことがわかった。

さらに、特許審判院の審決に不服し、特許裁判所に提訴する割合も、特許審判院発足初期 (1998年3月~2002年12月) は23.9%であったのに対し、この5年間 (2018年1月~2022年12月) は10.7%へと半分以上下落した。

このような成果は、発足当時26人であった審判官を107人にまで拡大したことに加え、口頭審理の拡大などにより当事者の手続権を保障し、審判品質評価委員会の運営、審判官の職務教育・研究など特許審判の品質と専門性の向上に努めてきた結果とみられる。

特許庁は、これらの成果を踏まえた上で、今後、デジタル審判システムの構築など、特許審判制度とインフラのイノベーションを通じて、変化する知的財産環境に素早く対処する方針である。

③ 韓国特許庁、輸出企業向け「特許紛争リスク警報システム」を公開

| 韓国特許庁 (2023.3.28)

韓国特許庁は、輸出企業の特許紛争を予防するため、「特許紛争リスク警報システム」 (ipalert.koipa.re.kr) を3月28日火曜日に公開すると発表した。「特許紛争リスク警報システム」は、技術分野全体を37に分け、技術分野別に米国市場での特許紛争リスクの水準を「非常に高い」、「高い」、「普通」、「低い」の4段階で教えてくれる。

特許紛争を予防し、備えようとする企業は、「特許紛争リスク警報システム」から提供する各種情報や支援事業が利用できる。また、自社が含まれている業種が特許紛争ハイリスクの場合、紛争リスクレベル別対応要領を参考にして前もって備えることもできる。

一方、特許紛争リスク特許および技術分野別特許紛争多発海外企業のリストなど一部のサービスは、会員登録後に利用できる。

④ 主要国で初めて半導体専担審査局を設置する | 韓国特許庁 (2023.4.4)

韓国特許庁と行政安全部は、半導体技術だけを専担して審査する「半導体審査推進団」の新設を骨子とした特許庁職制の改正案が4月4日に国務会議を通過し、4月11日付けで施行されると発表した。

韓国特許庁は、今年3月、技術流出の防止および迅速・正確な特許審査の提供のために民間の半導体専門家30人を審査官として採用した経緯がある。しかし、従来の半導体審査官が電気 (素子工程)、化学 (素材)、機械 (装置) 局に分散しており、新規人材が投入されても審査能力を一つに結集させてシナジーを創り出すのが難しかった。また、3ナノ以下などの先端工程技術が次々と登場したにもかかわらず、半導体審査専門組織がなく、韓国企業のコア技術を体系的に保護するのに限界があった。

そのため、韓国特許庁は、従来の審査官と新規人材を一か所に集中させ、半導体優先審査の拡大による審査処理期間の短縮および3人協議審査の成果を高める方向に半導体専担審査組織の新設案を行政安全部と持続的に協議し、「半導体等国家コア戦略技術の保護・育成」のような尹政権の重点国政課題を積極的に後押しする趣旨から推進団の新設に至ったものと知られている。

今月から推進団が本格的に稼働されると、製造・組立工程、素材、装置など半導体分野すべてを網羅した抜け目のない審査が可能になり、韓国企業が開発した先端技術に對しきめ細かい特許網を備えることができると期待される。

2022年米国特許取得件数でサムスン電子が1位に



2023年1月6日、米国知的財産所有者協会（IPO）は、2022年米国特許取得ランキングを発表しました。これによると、韓国サムスン電子が初めてランキング1位を獲得しました。

1. 属地主義と外国出願戦略

本欄でも度々ご説明しているとおり、特許は国ごとに申請され、それぞれの国・地域内で審査、登録され、特許権の効力は登録された国・地域内のみ及びます。この原則は属地主義と呼ばれています。

たとえば、日本の特許庁に特許を出願し、これが審査、登録された場合、特許権の効力は日本国内でのみ有効で、他の国には及びません。

したがって、グローバル企業においては、翻訳費用や現地代理人費用にも留意しつつ、多くの外国特許出願をする必要があり、特に世界最大の市場である米国の特許出願件数、取得件数は、企業の国際競争力の観点から重要な指標といえます。

2. 2022年米国特許取得ランキング

米国知的財産所有者協会（IPO）は、毎年米国特許取得件数ランキングを発表しており、2023年1月6日付けで、2022年のランキングを発表しました。

【2022年米国特許取得ランキング】

順位	企業名	2022年特許取得件数	2021年特許取得件数(順位)
1	サムスン電子	8,513	8,517(2位)
2	IBM	4,743	8,540(1位)
3	LG電子	4,580	4,388(3位)
4	トヨタ自動車	3,056	2,753(8位)
5	キヤノン	3,046	3,400(4位)
6	TSMC	3,038	2,807(7位)
7	HUAWEI	3,023	2,955(5位)
8	BOE	2,725	2,141(14位)
9	Raytheon Technologies	2,684	2,694(9位)
10	QUALCOMM	2,656	2,165(13位)

出典：IPO「Top 300 Organizations Granted U.S. Patents in 2022」

このランキングでは、1993年から2021年まで29年連続で米IBMが首位を保

っていましたが、2022年はサムスン電子が初めて首位を獲得しました。米国の特許取得件数であるにもかかわらず、外国企業、それも韓国企業が首位を獲得したというのは、非常にエポックメイキングです。

ただ、ご覧いただくと分かる通り、実はサムスン電子の2022年米国特許取得件数は前年とほぼ変わっておらず、むしろIBMが前年から44%もの大幅減となった「敵失」によるところが大きいといえます。

IBMは2023年1月9日付けのブログの中で、この変化は2020年に特許の取得数でリーダーシップをとることを追求しないと決定したことの結果であると説明しており、現在、ハイブリッドクラウド、データ・AI、セキュリティ、半導体や量子コンピューティングなどの分野において、高品質でインパクトのある進歩を達成するため、社内の才能とリソースを集中させているとしています。

3. 特許は量？ 質？

特許は1件だけ保有していても、大きな力を発揮することは難しく、コア技術から周辺技術まで幅広くそして多く取得することではじめて大きな力を発揮することができるといわれます。一方、質の低い特許（影響力の低い特許）は多く取得しても「烏合の衆」に過ぎず、そのような特許は多く保有しても役に立たないのも事実です。

特許は量なのか質なのか、この論争に決着をつけることは困難ですが、分かりやすいランキングが気になってしまうのも人間の性です。

IPOのランキングには、300位までの社名が掲載されていますので、ご自分の会社、ライバル社のランキングが気になる方は是非ご覧になってはいかがでしょうか。

<https://ipo.org/wp-content/uploads/2023/01/2023-Patent-300-and-IPO-Top-Patent-Owners-List-FINAL-1.pdf>

また、米国特許取得件数で最大のライバルを失ったサムスン電子が、今後米国でどのような行動をとるのかも要注目です。

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 / 副所長 土谷 慎吾 (特許庁出向者)
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職。

韓国特許庁、人工知能を発明者とした特許出願に対して無効処分



韓国特許庁は、「自然人でない人工知能(AI)を発明者とした特許出願は許容されない」という理由で、韓国特許出願第10-2020-7007394号に対して2022年9月28日付けで無効処分を下しました。

1. 事件の背景及び争点

米国の人工知能開発者スティーブン・テイラー（以下、「出願人」という）は、2019年9月17日付けで国際特許出願を行い、その願書の発明者欄に「DABUS, The invention was autonomously generated by an artificial intelligence」と表記しました（国際公開公報WO2020/079499）。明細書には「食品容器に関する発明」と「強化された注意を引くための装置に関する発明」が記載されていましたが、出願人は「自分はこれら発明に対する知識がなく、自分が開発した人工知能DABUS(Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience)がこれら2つの発明を自ら創作した」旨主張しました。この事件の争点は、自然人ではない人工知能が特許出願の発明者として認められるか否かです。

2. 特許庁の無効処分

2020年3月12日付けで韓国特許庁に提出された前記国際特許出願の韓国語翻訳文の発明者欄には「ダブス（本発明は人工知能により自律的に生成された）」と表記されていました。そのため、韓国特許庁は人工知能を特許出願の発明者として認められるか否かに対する初めての審査を行うことになりました。

その結果、特許庁は、当該出願（韓国特許出願第10-2020-7007394号）に対して、2021年5月27日付けで「自然人ではない人工知能を発明者として記載したことは、特許法の規定に違反するところ、発明者を自然人に修正すること」を求める旨の補正要求書を通知しましたが、出願人が補正要求書に対応しなかったため、特許庁は2022年9月28日付けで無効処分を下しました。これに対して特許出願人は、人工知能も特許出願の発明者として認められるべきと主張して、2022年12月20日付けでソウル行政裁判所に特許出願の無効処分取消請求の訴を提起し、現在訴訟が進行中です。

他方、特許庁は諮問委員会を設置し、産業界及び学界の多様な意見をまとめ、「人工知能が特許出願の発明者として認められるのか」を主題とした、7

ヵ国（韓国、米国、英国、中国、欧州、豪州、カナダ）の特許庁が参加する国際コンファレンスを開催するなどの過程を経て、以下のような理由で人工知能は特許出願の発明者として認められない旨の結論に至りました。

・特許法第33条第1項は、「発明をした者又はその承継人はこの法で定めるところにより、特許を受けることができる権利を有する」と規定するところ、発明の主体は人間（自然人）に限られるため、人工知能を特許出願の発明者として認められない。

・現時点で人間の介入なしに人工知能が独自に発明を完成できる技術水準には達していないと判断されること、人工知能自体を特許出願の発明者として認めることは時期尚早である。

3. 他国特許庁及び裁判所の判断

米国、欧州、英国の特許庁も「特許出願の発明者は自然人のみ可能である」という理由で人工知能(DABUS)を発明者とした前記特許出願に対して拒絶決定を下し、これらの国の裁判所も同決定を支持しました。

また、オーストラリアでは、特許庁が人工知能を発明者とする特許出願を拒絶決定した一方、一審裁判所は、人工知能が出願人や特許権者としては認められないとしても、発明者としては認められる旨の判決をしました。しかし、二審裁判所は一致された意見で一審裁判所の判決を破棄し、DABUSを発明者とした特許出願を拒絶した特許庁の判断を支持しました。

一方、ドイツの連邦特許裁判所は、人工知能が完成した発明も特許になり得るが、この場合にも自然人のみが発明者として認められると判断する一方、願書に発明者の氏名を記載する際に人工知能が発明に関与したということ併記することは許容されると判断しました。

4. 今後の課題

人工知能関連技術が飛躍的に発展しつつある中、いつかは人工知能が自ら発明の主題を定め、発明を完成する時期が到来する可能性があり、この場合には人工知能を特許出願の発明者として認めなければならないこともあり得ます。これに備えて、今後人工知能発明(AI-generated invention)を巡る様々な争点（例えば、人工知能発明の特許権の帰属、人工知能発明の進歩性判断における当業者の技術水準の程度、人工知能発明の特許権の存続期間等）に対する議論が必要であると思われます。

第一特許法人 イ・ウラム 弁理士

2004年 ソウル大学校 工科大学 応用化学部卒業、2018年 米国 University of Southern California LLM 卒業（監修：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 土谷慎吾）

日本から韓国への特許出願動向



2022年9月の本欄で、外国から韓国への特許出願件数で、日本はずっと首位だったところ、2021年に初めて米国に首位を明け渡し、2位に低下したことをお伝えしました。2022年の状況はどうでしょうか、気になるその後をお伝えします。

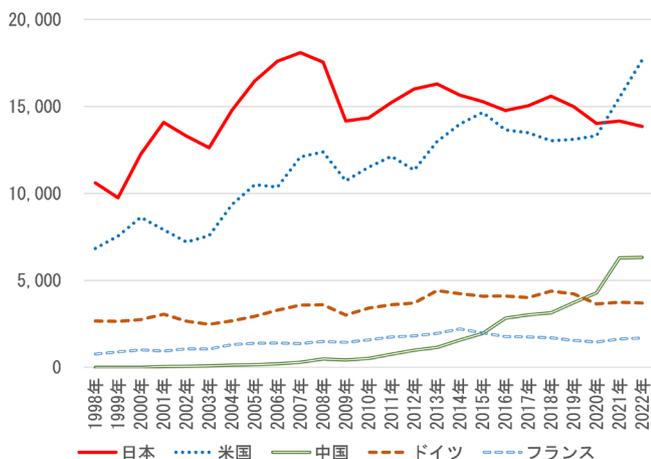
1. 外国への特許出願の重要性

特許制度は、独占的な権利の付与と引き換えに出願から一定期間（出願から1年半）後にその内容が公開され、その技術は誰でも広く活用できるといふ、権利者の保護と技術情報の活用との調和を図る点にその本質があります。一方、特許は国ごとに申請され、それぞれの国内で審査、登録され、特許権の効力は登録された国の国内のみに及びます。この原則は属地主義と呼ばれています。たとえば、日本の特許庁に特許を出願し、これが審査、登録された場合、特許権の効力は日本国内でのみ有効で、他の国には及びません。そのため、日本だけに申請し、他国に申請しなかった特許の内容は1年半後に公開され、全世界から（日本語で）利用可能になる反面、特許権の効力は日本国内にしか及ばないため、外国に技術情報を提供するだけで、外国で何らの権利も得られないことになります。

このような状況から、海外での特許出願には、翻訳費用や在外代理人の費用など、高額な費用が必要ですが、特許による保護が必要な重要技術については、外国への出願が必要となります。

2. 外国から韓国への特許出願件数推移

図：韓国への特許出願上位国による出願件数推移



出典：韓国知的財産統計年報(2001-2021年)、韓国知的財産統計月報(2022年)に基づいて筆者作成

韓国特許庁のウェブサイトに掲載されている1998年以降の外国から韓国への特許出願件数をまとめると、2020年まではずっと日本が首位をキープしてきましたが、既報のとおり2021年に初めて米国に首位を明け渡し、2位に低下しました。

そして注目の2022年、米国から韓国への出願は前年比約14.0%増の17,679件とさらに伸び、日本から韓国への出願は約2.2%減の13,860件とやや元気がない状況です。中国から韓国への出願は近年急速な伸びを示していましたが、2022年はほぼ横ばいの6,320件に落ち着きました。

結果として日米の差は開くこととなり、日本の1位奪還への道のりは険しいものとなりました。

グラフ全体を見て感じることは、米中からの特許出願が大幅に増えている一方、他国からの出願は大きく変化していない点です。米中の覇権争いが韓国特許の勢力図からもうかがえる点は興味深いです。

今後も米中への出願動向、そして日本の動向から目が離せません。 IPG

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 / 副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者)

2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職。